

「アマチュア局において使用する電波の型式を表示する記号を定める告示の一部改正案に係る意見募集」
 に対して提出された意見と総務省の考え方
 (令和2年4月25日～同年5月29日意見募集)

提出件数 85 件 (法人 1 件、個人 84 件)

No	意見提出者 (順不同)	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた 案の修正の有無
1	一般社団法人 日本アマチュア無線連盟	<p>アマチュア局において使用する電波の型式を表示する記号を定める件の一部を改正する告示案につきましては、当連盟としましてこれまで要望しておりました1.9MHz帯で新たに音声通信等を行う際の免許手続の簡素化を目的とした対象告示の改正であり、この改正案について感謝するとともに、賛同し早急に実現いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、1.9MHz帯において「A1A」による電波の型式が指定された免許又は予備免許を受けているアマチュア局につきましても、3MAの記号による電波の型式が指定された免許又は予備免許を受けているアマチュア局と同様に、告示改正後に新たに音声通信等を行う際の免許手続の簡素化にご配慮いただきますようお願いいたします。</p>	<p>ご意見を踏まえ、現に1.9MHz帯において「A1A」の電波の型式が指定された免許又は予備免許を受けているアマチュア局が音声通信等を行う場合、「3MA」の一括記載コードによる指定を受けているアマチュア局と同様に免許手続の簡素化がされるよう本告示案を修正します。</p>	有
2	個人 (意見30件)	改正案に賛成する。	本案に対するご賛同の意見として承ります。	無
3	個人	<p>以下の点を付記し、原案通り賛成する。</p> <p>改正となった場合は可及的速やかに施行して欲しい。</p> <p>・付記</p> <p>現状、475kHz帯はCW若しくは狭帯域データ(占有周波数帯幅200kHz以下)が許可されるが、原案通りの場合は472kHz-479kHzのバンド幅から帯域が3kHzのJ3E,6kHzのA3E等電話モードは出る余裕が全く無いと思慮される。</p> <p>よって、475kHz帯へ本案を加味する必要性は感じない。</p> <p>上記を踏まえ可能であれば、この際475kHz帯のバンド幅を広げて頂きたい。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>475kHz帯で使用できる電波の型式は『無線局運用規則第258条の2の規定に基づく「アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件(平成21年総務省告示第179号)』において、「A1A、F1B、F1D、G1B、G1D」と定めており、本案改正後も同告示のとおり運用となります。</p> <p>いただきましたご意見については、今後の施策の検討に当</p>	無

			たつての参考とさせていただきます。	
4	個人	475.5KHz 1910KHz のバンドにおける、記号が 3MA 4MA での、SSB やデジタルモードの新しく付加された電波形式について、現存のライセンスで運用可能なのは良いことだと思いますし、総務省もその方向で是非検討してほしいです。そして、3MA 4MA の記号名称はそのまま使用し、追加周波数の追加された電波型式については、補足で文章として総務省の告示文章の中に記載していただければ良いと思います。現存し既に免許のおりている送信機についての保証認定についても新たに認定を JARD、TSS で受けなおすのは、現時点の社会情勢ではマイナスになると思いますので、告示があった時点で、認定されたものとされることが良いかと思います。	本案に対するご賛同の意見として承ります。	無
5	個人	<p>現行の技適無線機に関しては殆どが新バンド対応及び J3E モードに関しても搭載されており、FT8 等のデータ通信に於いて運用実績があります。</p> <p>その為改めての申請に関しては不要であり、3MA、4MA が免許されている局に関しては即時法に沿った J3E についても運用可能であると考えます。</p> <p>総合通信局での手続き負荷軽減にも繋がると考え、公募されている意見に賛成として提出させていただきます。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>本案改正後、現に「3MA」、「4MA」の一括記載コードで指定された免許（予備免許を含む）を受けているアマチュア局が、新たに 1.9MHz 帯において、例えば「J3E」による音声通信を行うとき、無線設備が同帯域で「J3E」の技術基準適合証明等を受けている場合、手続きは不要です。</p> <p>他方、無線設備が同帯域で「J3E」の技術基準適合証明等を受けていない場合、現に免許（予備免許を含む）を受けている無線局において、送信機の外部入力端子に附属装置を接続したときに、同帯域において工事設計書にない電波の型式（J3E 等）が発射されることとなっても、免許状の指定事項に変更がなければ（一括記載コードにその電波の型式が含まれている）、工事設計書の変更申請や送信機系統図（附属装置の諸元を含む）の提出は不要となります。</p> <p>なお、この場合は、変更申請等は不要ですが、無線局事項書及び工事設計書 15 備考欄に「1.9MHz 帯での音声通信」の旨を記載して直接届出を行っていただく必要があります。</p>	無

			す。	
6	個人	<p>現行のアマチュア機の工事設計認証等では 1.9MHz 帯の「J3E」が含まれていない状況ですが、</p> <p>1.既にこれらの送信機自体には全アマチュアバンド内で動作する SSB 変調器が内蔵されており、1.9MHz 帯での狭帯域電話の送信に関し、技術的に問題はないと考ええる。</p> <p>2.この SSB 変調器を利用した狭帯域デジタルの送信が、既に 1.9MHz 帯でも簡易な手続きで許可されている。</p> <p>3.今回の告示案で、1.9MHz 帯の一括記載コードに J3E 等の狭帯域電話が内包される。</p> <p>以上のことから、現に 1.9MHz 帯の免許を受けている無線局において、SSB 変調器が内蔵された無線設備を有する無線局の 1.9MHz 帯での狭帯域電話の送信については、送信機系統図（附属装置の諸元を含む）の提出を要しない条件に合致すると考えます。</p>	<p>本案改正後、現に「3 MA」、「4 MA」の一括記載コードで指定された免許（予備免許を含む）を受けているアマチュア局が、新たに 1.9MHz 帯において、例えば「J3E」による音声通信を行うとき、無線設備が同帯域で「J3E」の技術基準適合証明等を受けている場合、手続きは不要です。</p> <p>他方、無線設備が同帯域で「J3E」の技術基準適合証明等を受けていない場合、現に免許（予備免許を含む）を受けている無線局において、送信機の外部入力端子に附属装置を接続したときに、同帯域において工事設計書にない電波の型式（J3E 等）が発射されることとなっても、免許状の指定事項に変更がなければ（一括記載コードにその電波の型式が含まれている）、工事設計書の変更申請や送信機系統図（附属装置の諸元を含む）の提出は不要となります。</p> <p>なお、この場合は、変更申請等は不要ですが、無線局事項書及び工事設計書 15 備考欄に「1.9MHz 帯での音声通信」の旨を記載して直接届出を行っていただく必要があります。</p>	無
7	個人	<p>今回の改正案に全面的に賛成します。改正案通りに告示されることによって、アマチュア局、総通の双方にとって、煩瑣な事務手続きを経ることなく、160mb で SSB などが運用できるようになります。このことは、アマチュア業務の活性化に大きく寄与すると思われます。</p> <p>今回の改正案とは直接の関係はありませんが、是非とも 472kHz 帯での免許条件の見直し（200m 以内に住居などがいないこと）と WRC2015 で全世界的に配分された、5MHz 帯の日本での開放もお願いいたします。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>いただきましたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
8	個人	<p>改正案の基本内容には賛成します。指定事項に変更が出ないような案に感謝しま</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p>	無

		<p>す。</p> <p>しかし、短波帯における、狭帯域デジタル音声の電波形式の追加を要望します。 (G1E,G7W あるいは J2E,J7W)</p> <p>昨今のアマチュア無線もデジタル化が進み、短波帯でも使用できる狭帯域デジタル音声通信が開発されています。しかしまだまだ発展途上であり、諸外国では日々開発、実験が行われています。</p> <p>今回の改正でデジタルモードでの運用に際し、大幅な手続きの簡素化を実現していただき、大変感謝しております。</p> <p>しかし、今回の改正は結果的に文字通信が対象となり、音声通信は含まれておりません。</p> <p>そのため、外国での開発に参加する場合においても、煩雑な手続きと、審査を行っていただく必要があり、簡素化の流れに逆行するだけでなく、技術先進国である日本のアマチュア局が、リアルタイムに開発に参加できない状況となっています。</p> <p>つきましては、一括コードに音声通信の電波形式 (G1E,G7W, あるいは J2E,J7W) の追加を強く要望します。また、今回の改正には含まれていない他の周波数帯においても同様であり、これらの一括コードにもデジタル音声の電波形式の追加を強く要望します。</p>	<p>いただきましたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	
9	個人	<p>原案に賛同する。</p> <p>但し G1W,G7W,F7W,F1W の追加も希望する。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>いただきましたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
10	個人 (2件)	<p>改正案に賛成します。</p> <p>なお、国際的に利用の拡大が見込まれる狭帯域デジタル音声通信 (FreeDV など) の電波型式も今後含めることができるようご検討をお願いします。</p> <p>G1E (デジタル音声、SSB)</p> <p>G7W (デジタル音声+データの2つ以上のチャンネル、SSB)</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>いただきましたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無

11	個人	<p>定めようとする命令等の題名 アマチュア局において使用する電波の型式を表示する記号を定める件(平成 21 年総務省告示第 127 号)の一部を改正する告示案に関する SSB 等の運用ができるする告示案に賛成します。</p> <p>賛成理由: 電信等しか使えないローバンドの不便さが、SSB 等の利用により音声通信が可能となり、実用性が向上するため。運用できる資格が、第四級アマチュア無線技士にまで広がり、利用の活性化が期待できる。無線機産業の経済効果が期待できるかもしれない。</p> <p>必要条件: 現在検討実験中の EV 自動車用バッテリー充電用ワイヤレス給電装置は、85KHz から 13MHz までを目指し出力も 10KW 以上で、事実上、長波、中波、短波通信を不可能にしてしまいます。</p> <p>このワイヤレス給電方式は採用をさげ、近距離走行用途の役所での公用車や家庭での買い物等の電気自動車の利用と、有線式充電または充電済電池パック交換がもっとも良い解決策と考えます。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>いただきましたご意見については、今後の政策の参考とさせていただきます。</p>	無
12	個人	<p>改正案に全面的に賛成いたします。</p> <p>なお、「一括記載コード（記号）に含まれる電波型式が全て自動的に免許される」と誤解している人がかなりいますので、あらためて一括記載コードの意味と工事設計書の関係や手続き方法についての具体的な説明を早急をお願いいたします。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>いただきましたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
13	個人	<p>今回の告示については賛成です。先の周波数の拡張に関する告示とともに変更手続きを実施した者もいます。</p> <p>行政事務の効率化から考えても、本来であれば周波数の拡張実施とともに併せて電波の形式の表示記号の一部改正について実施されるべきものと考えます。</p> <p>今後も同様の改正時には併せて改正され、さらなる業務の効率化を図ることを併せて希望します。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>いただきましたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
14	個人	<p>改正案に全面的に賛成します。また、本改正案及び先の改正に関連して、パソコン等を送信機のマイク端子等に接続し送信するいわゆるデジタルモードで使用さ</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>いただきましたご意見については、今後の施策の検討に当</p>	無

		<p>れる電波型式のうち、現時点で周波数帯によっては一括記載コードに含まれていないが既に多くの免許実績のあるもの(例えば可聴トーンモールの A2A や FreeDV の F1E・G1E・F7W・G7W など)についても、今後一括記載コードに含むことで、総務省令第 412 号で改正された無線局免許手続規則がより有効となると考えますので、ぜひご検討いただきたく思います。</p>	<p>たっの参考とさせていただきます。</p>	
15	個人	<p>改正案に賛成します。</p> <p>しかし、以下に疑問等を示します。</p> <p>1.475.5kHz が指定周波数に記載されていますが、唐突な感じがします。この周波数の電波の型式の改定（追加）について、国民から要望があったのでしょうか。</p> <p>また、475.5kHz 帯で J3E の 3kHz 幅の存在は、他の 200Hz 幅の A1A 等の運用に影響が大きい、さらに EIRP の規定からも J3E の運用は困難性が高いと思います。指定することに反対はしませんが、その効果に疑問を感じます。</p> <p>EIRP を 5W 程度まで増大が可能であれば、J3E 等広帯域の電波の運用も効果があると思います。しかし、それでもなお、バンドの帯域が 7kHz ですから、2 局が送信すると、他局の送信はこれに混信を与えることとなるので、指定は受けても運用出来ない状態が想定されます。指定は受けても、有効利用が困難だと思います。</p> <p>2.3MA、4MA は、従前から A1A、F1B、F1D、G1B、G1D の 5 種類でした。今回の改正案の附則により、475.5kHz と 1910kHz については、J3E 等を含む 14 種類となりますが、他のバンド（指定周波数）の記号 3HA、4HA と同じ内容です。混乱を招かないようにご指導願います。</p> <p>3.「平成 26 年 12 月 17 日総務省告示第 432 号 アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別」について改正案と整合を取るには、改正する必要があるのではないか。</p> <p>4.無線設備規則別表第 2 号第 54 の規定に基づき、アマチュア局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値が規定されています。これによれば、今回の改正案にある A3E の占有周波数帯幅の許容値は 6kHz です。</p> <p>7kHz 幅の 475.5kHz にこれを認めるのでしょうか。A3E は改正案から除外すべき</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>本案は「3MA」及び「4MA」の一括記載コードに電波の型式の追加を行うものでありますが、別に定める『無線局運用規則第 258 条の 2 の規定に基づく「アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件（平成 21 年総務省告示第 179 号）」において、475kHz 帯で使用できる電波の型式は「A1A、F1B、F1D、G1B、G1D」と定めており、運用可能な電波の型式は従前のおりとなります。</p> <p>また、その他いただきましたご意見については、今後の施策の検討に当たっの参考とさせていただきます。</p>	無

		だと思えます。		
16	個人	<p>「アマチュア局において使用する電波の型式を表示する記号を定める件の一部を改正する告示案」の原案に賛同する。</p> <p>今回の改正対象が 3MA および 4MA のみであるなら原案に賛同します。</p> <p>付帯意見として、可及的速やかに、FT8 等ほどではないが申請、許可（免許）を受けて運用している者が相当数居る FreeDV で使用する電波型式で現在は一括記載コードに含まれていないものとして 3HA,4HA,3MA,4MA には F7W、F1E、G7W、G1E、3VA、4VA、3SA、4SA には G7W を追加していただきたい。</p> <p>さらに第三級アマチュア無線技士以上を対象に A3E が含まれる一括記載コードに A2A を追加していただきたい。</p> <p>A2A については、F3E が許可される周波数帯では第三級アマチュア無線技士以上を対象に F2A が含まれていることを踏まえれば、A3E が許可されているなら A2A も含むべきである。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>いただきましたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
17	個人	<p>1. 結論 告示案に賛成する</p> <p>2. 理由 現在告示案で変更の対象となる電波の形式記号 4MA 3MA の電波形式には、音声を変調する例えば J3E は含まれていない。 この背景には、1.8/1.9MHz 帯のアマチュアバンドの周波数帯域が 5~20kHz と狭かった事と、主に A1A による通信から始めた事に起因する。 4 月 21 日より施行した 1.8/1.9MHz 帯の帯域が 80kHz に拡大した事から、この周波数帯域で使用する電波形式の帯域も 200Hz ないし 300Hz から最大 3000Hz までの電波形式も許可すべきである。</p> <p>3. 意見 今回の告示案では、電波形式記号に 4MA 3MA の電波形式に音声を変調する電波形式を追加するものである。 一方、アマチュア業務の定義は、「個人的興味に基づく自己訓練を行う」とある。</p>	<p>本案にご賛同の意見として承ります。</p> <p>総務省では、電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的に、関係法令及び公開する審査基準により申請の審査を行っており、法令で定める書類を提出いただくとともに、申請の審査に際し必要な資料等の提出を求めていることがございます。</p>	無

今回電波法施行規則、無線設備の軽微な変更の届出において、のマイク端子から入力するデジタル方式の変更を届出を廃止した。総務省のパブリックコメントの回答において、軽微な変更を廃止した理由において、インターネットなどでデジタル通信方式を総務省において通信方式の確認ができるため、「届出の審査をする必要が無くなったため」と回答している。

総務省が推進している、通信におけるデジタル化と高度通信化は、アマチュア業務も例外ではなく、アマチュアにおいてもこのデジタル化と高度通信化は進む。例えば、今後アマチュア業務の定義である、「個人的興味に基づく自己訓練」において新規の電波形式例えば、J7D X7W による通信を行う場合、現在の電波形式の記号に含まれない電波形式の運用はできないことになる。

このことは、「アマチュア業務の定義」を総務省自身が否定していることになるのではないか。

総務省の見解を推定するには、「全電波形式」を許可しているので J7D X7W の電波形式を否定するものではないと思われる。

しかし、意見者自身の過去の新規電波形式（デジタルテレビ G7W D7W X7W の申請経験において、これら新規の電波形式を申請する場合、業務局と同等ないし、それ以上の申請書類の提出と新規の電波形式を利用する目的を問われてくる。

このような申請に伴う多量の書類の提出義務は、「アマチュア定義」に沿ったものであるのか否かについて、総務省の見解を問いたい。

日本以外の主要国のアマチュアバンドにおける「電波形式」について、詳細な指定は行っていない。指定内容は、周波数（アマチュアバンド）と使用できる通信の使用帯域となっている。

たとえば、A1A であれば 500Hz J3E であれば 2800Hz、さらに帯域指定が無い場合は、アマチュアバンド帯域内での「無制限」Unlimited となっている。

このような電波形式の指定であれば、「アマチュア業務」の定義に沿った「個人的興味に基づく自己訓練」をなんら国際電気通信条約上の主管庁である、総務省の規制、障害なく行うことが可能となる。

なお日本国憲法では、「基本的人権の尊重」があり、この人権には「個人的興味に基づく自己訓練」も含まれ、その人権を行政府である総務省が電波法の名のもと、「個人的な興味に基づく自己訓練」を必要以上に電波法で規制するのは、「憲法違反」ととらえかねないとも言い切れる。

電波法が施行された昭和 27 年以降すでに 70 年を迎えようとしている現在、電波法が施行された当時と 21 世紀では個人が行える「個人的興味に基づく自己訓練」の範囲は大きく拡大し変化している。

電波法は昭和 27 年施行された無線設備施行規則の基本は変わっていないため、無線設備の工事設計書、無線機の系統図、無線局の検査の有無は簡略化されているが、基本的体系は変わらないため、形式的な申請が継続して行われている。

たとえ電子申請化されても「申請」「届出」などの形式的な作業が行われている。この原因の一因は電波法の基本体系が昭和 27 年から変化していないため、「デジタル通信の軽微な変更による届出」の大幅な増大によって、総務省各総合電気通信監理局の人的資源が「形式的な届出」の事務処理に費やされるため、人的資源の有効活用が行われていない非効率な行政運用となっている。

3 月 11 日のパブリックコメントの回答では、「デジタル通信の軽微な変更による届出」不要となったことを理由としているが、その実態は「デジタル通信の軽微な変更による届出」の大幅な増大を緩和することが目的、すなわち総務省の内部事情により、電波法無線設備施行規則を変更したことになる。本来の行政府の役割から逸脱した規則の変更であり、行政府の怠慢な対応により自から円滑な業務の遂行を妨げたと言えるのではないか。

総務省の見解と聞きたい。

これは、日本国憲法で定められた国民の 3 大義務である納税された税金の使い道が不適切であるとも言え換えることができる。

以上の現在の電波法の体系が日本国憲法に対して「憲法違反」になる可能性もあることを踏まえて、総務省の考えを聞きたい。

なお、「寄せられた意見は今後の参考にさせていただきます」なる形式的な回答で

		はなく、今後の電波行政の行動計画（周波数アクションプラン）を踏まえての回答をいただきたい。		
18	個人	<p>原案に賛成いたします。一刻も早い実現をお願いいたします。</p> <p>尚、現在所有している無線機が技適機種であれば、告示施行後に“手続きの簡素化”の対象となるため、特段の理由がない限りは、何もしなくてもそのまま今回認可された周波数帯で J3E モード等の新しいモードの運用が可能になる様をお願いいたします。</p> <p>電波の型式を表示する記号を定める告示の一部改正案等が認可されても技適機種にも関わらず保証認定が必要になってしまえば本来の簡素化にほど遠い事になります。また昨今の技適機種であれば電波の質に全く問題が無い事はあきらかです。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>本案改正後、現に「3 MA」、「4 MA」の一括記載コードで指定された免許（予備免許を含む）を受けているアマチュア局が、新たに 1.9MHz 帯において、例えば「J3E」による音声通信を行うとき、無線設備が同帯域で「J3E」の技術基準適合証明等を受けている場合、手続きは不要です。</p> <p>他方、無線設備が同帯域で「J3E」の技術基準適合証明等を受けていない場合、現に免許（予備免許を含む）を受けている無線局において、送信機の外部入力端子に附属装置を接続したときに、同帯域において工事設計書にない電波の型式（J3E 等）が発射されることとなっても、免許状の指定事項に変更がなければ（一括記載コードにその電波の型式が含まれている）、工事設計書の変更申請や送信機系統図（附属装置の諸元を含む）の提出は不要となります。</p> <p>なお、この場合は、変更申請等は不要ですが、無線局事項書及び工事設計書 15 備考欄に「1.9MHz 帯での音声通信」の旨を記載して直接届出を行っていただく必要があります。</p>	無
19	個人	<p>原案どおり賛成します。</p> <p>付帯意見:既に A1A とデジタルモードで免許を受けている送信機について、電話モードでも使用する場合に何らかの変更申請手続きが必要であるかどうか、また技適認定の扱いがどうなるかを総合通信局公式 Web サイトや専門雑誌といった媒体を通じて広く免許人に周知して頂きたく思います。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>いただきましたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
20	個人	<p>今回の改正案については賛成です。速やかに実施をお願い致します。</p> <p>理由としては、現在の技術基準適合機に J3E を追加する作業をする事になると、</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p>	無

		<p>無駄な時間と金がかかります。</p> <p>また、膨大な変更申請も発生します。現在の技術基準適合機は J3E でも規格を満足していると思われますので、無駄な作業だと思います。</p> <p>他にも同じ様な事柄が有りますので、ぜひ簡素化に前向きに対処をお願い致します。</p>		
21	個人	<p>賛成です。ただし技適機種で、1.8、1.9 メガのデジタルモードや音声 (SSB 等) に対応していない機種が大半だと思うので、免許手続きの簡素化に沿う対応をしていただきたい。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p>	無
22	個人	<p>本改正案には同意いたします。</p> <p>1.9MHz 帯拡張告示により 1800kHz-1875kHz まで解放頂きました。しかし諸外国からすればこの領域は狭帯域モードが一般的で有り拡張案パブコメの際に貴局の主張もその通りと受け止めた上で是非後々の使用区分の再検討をお願いする所であります。使用区分、私案ですが 1800-1875 CW1830-1850 FT8 他デジタルモード 1850-1875 J3E 他振幅変調系をご提案致します。</p> <p>尚、今後も 2000kHz までと 3500kHz-3900kHz の連続使用にもご尽力頂きます様よろしくお願い申し上げます。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>いただきましたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
23	個人	<p>賛成します。</p> <p>なお、1.9MHz 帯で 3MA または 4MA の指定を受けているアマチュア局に対して、新表示に移行するための周知期間が必要だと思います。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>いただきましたご意見については、関係団体等と連携し周知・広報に努めます。</p>	無
24	個人	<p>今回の意見募集の内容には、修正条件付きで賛成である。</p> <p>一括コードの範囲を広げる点には賛成するが、下記 2 点は修正すべきと考える。</p> <p>【修正案 1】</p> <p>475.5kHz と 1910kHz の記号を分け、475.5kHz の記号はそのままとし、1910kHz は今回追加する電波型式と併せ新記号を作成する (3HA と同じ内容である事から、3HA に纏める変更でも良い)。</p> <p>理由は、過去の法令担当者が実践してきたように、平成 21 年総務省告示第 127 号 (アマチュア局において使用する電波の型式を表示する記号を定める件) と平成</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>修正案 1、2 について</p> <p>本案改正後は、「3MA」および「4MA」の一括記載コードに J3E 等の電波の型式が追加されることになり免許状の指定は「3MA」または「4MA」となります。</p>	無

		<p>21 年総務省告示第 179 号（アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区分）は同期がとられていて、現在の記述に齟齬はない。</p> <p>しかしながら、今回の改正案では齟齬が発生している為である。</p> <p>改正案のままでは、475.5kHz でも今回拡張予定の電波型式による電波の送信が可能であると誤解する人が現われる事が予想される。また、免許状上では許可されているように見えてしまい、475.5kHz での J3E 等送信の取り締まりの現場でも混乱を来す状況が容易に想像出来る。</p> <p>効率化・省力化の為の告示改正が、逆に混乱を引き起こすのでは本末転倒である。以上から、今回の告示改正において、他告示と同期を取る修正が必要であると考ええる。</p> <p>【修正案 2】附則の修正</p> <p>令和 2 年 4 月 21 日施行以降、新しく許可された電波型式を追加する変更を申請し、免許された場合が考慮されているようには見えない。</p> <p>改正案の記述では、現在の告示下で例えば「3MA J3E」と免許されている無線局が、改正案がそのまま施行された後でも「3MA J3E」が免許され続けるように読める。</p> <p>この場合、本来は改正後は「3MA」と纏まるはずではないか。</p>		
25	個人	<p>音声通信を行うかどうかなど、些細なこととの考えから、3MA や 4MA の既得権を与えるものと解釈しました。</p> <p>その論理で言えば、A1 のみ免許されていた者も、当時それしか無かったから A1 のみ申請していたのであり、既得権は何も変わらないはずなのに、著しく公平性に問題ありと考えます。</p> <p>一部の既得権を与えるぐらいなら、3 アマ以上で 1.8MHz 帯の免許を受けている局は、自動的に新 3MA と読み替えるとするのが妥当です。</p> <p>そもそも、国家資格を得ている者に対して、いちいち局の免許を二重に強いる仕組み自身が煩雑なのであり、小細工をせずに、包括免許の実現を本気で実現する方が適当と考えます。さもないと、このような小細工の法改正で、いちいち申請</p>	<p>ご意見を踏まえ、現に 1.9MHz 帯において「A1A」の電波の型式が指定された免許又は予備免許を受けているアマチュア局が音声通信等を行う場合、「3MA」の一括記載コードによる指定を受けているアマチュア局と同様に免許手続の簡素化がされるよう本告示案を修正します。</p>	有

		<p>事務を増やしたり、増やさない工夫を毎度個別に検討するなど、無駄な事務がいつまでも減らないでしょう。</p>		
26	個人	<p>基本的に今回の告示案に賛成いたします。業務軽減の観点からも好ましく、スピーディーに施行頂きたい思います。</p> <p>しかし、4月21日付け官報で発表の周波数再編成の施行と今回の告示案に一部整合が取れていないので、誤った運用がない様な配慮を頂けると好ましいと感じています。宜しくお願ひ申し上げます。</p> <p>先ずは、今回の改正案は早い時期の施行を希望致します。</p> <p>なお、4月21日に官報で発表の周波数再編成には475.5kHz帯は含まれていません。で今回の改正案で、A1A、F1B、F1D、G1B、G1Dを除く電波型式が475.5kHzで追加運用可能になった様に解釈されませんか。しかし、平成26年12月17日 総務省告示第429号(無線設備規則別表第二号第54)の「1.占有周波数帯幅の許容値の表」注1「135.7kHzから137.8kHz、472kHzから479kHzまで及び1,907kHzから1,912.5kHzまでの周波数の電波を使用する場合の占有周波数帯幅の許容値は、占有周波数帯幅の許容値の項に規定する値にかかわらず、200Hz以下とする。」ですので*3*の電波型式での運用は不可能かと思ひます。故に、この旨の注記があると、誤運用が避けられるのではと感じる次第です。誤運用とは電話型式です。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>なお、本案は「3MA」及び「4MA」の一括記載コードに電波の型式の追加を行うものでありますが、別に定める『無線局運用規則第258条の2の規定に基づく「アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件(平成21年総務省告示第179号)」』において、475kHz帯で使用できる電波の型式は「A1A、F1B、F1D、G1B、G1D」と定めており、運用可能な電波の型式は従前のおりです。</p>	無
27	個人	<p>今回の意見公募対象については改正案に全面的に賛成です。</p> <p>しかし今後は手続きの簡略化をさらに進めるため、送信機に付属装置を追加するための申請手続きもあらためて見直して頂きたいと思ひます。</p> <p>具体的には有名無実化している、送信機の取替及び増設の手順について。</p> <p>現在は技適機の場合でも、最初から付属装置を追加するには保証認定が必要になると思ひます。</p> <p>そのため一旦技適機として取替または増設の申請をおこない、その審査が終了した後で付属装置を追加する変更申請を再度おこなうのが一般的な手法として確立されているのではないのでしょうか。</p> <p>これは実際に何か手を加えるのではなく、ただ単に決めごとに沿って手順を増や</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>いただきましたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無

		<p>していることに他なりません。</p> <p>願わくば無線従事者と総合通信局担当者のため、この煩わしい儀式のような手順が取り払われることを望みます。</p> <p>今後は技適機に PC 等を付属装置として接続するデジタルモードの申請に関しては、保証認定が不要となりますよう、強くお願いする次第であります。</p>		
28	個人	<p>本改正案に賛同いたします。</p> <p>また、既に技術基準適合証明等を受けている無線機で、1.9MHz 帯等がその内容が含まれており、且つ設計上は J3E 等の送信が可能な機器が多く存在します。</p> <p>こういった機器は、設計上は送信可能ですが技術基準適合証明等の認証内容には J3E 等は含まれておりません。</p> <p>この改正が元で、免許人の負担が新たに発生することの無いように、現在までに発売されている無線機器で、J3E 等の使用を可能にするための処置については、特段の配慮をお願いいたします。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>本案改正後、現に「3MA」、「4MA」の一括記載コードで指定された免許（予備免許を含む）を受けているアマチュア局が、新たに 1.9MHz 帯において、例えば「J3E」による音声通信を行うとき、無線設備が同帯域で「J3E」の技術基準適合証明等を受けている場合、手続きは不要です。</p> <p>他方、無線設備が同帯域で「J3E」の技術基準適合証明等を受けていない場合、現に免許（予備免許を含む）を受けている無線局において、送信機の外部入力端子に付属装置を接続したときに、同帯域において工事設計書にない電波の型式（J3E 等）が発射されることとなっても、免許状の指定事項に変更がなければ（一括記載コードにその電波の型式が含まれている）、工事設計書の変更申請や送信機系統図（付属装置の諸元を含む）の提出は不要となります。</p> <p>なお、この場合は、変更申請等は不要ですが、無線局事項書及び工事設計書 15 備考欄に「1.9MHz 帯での音声通信」の旨を記載して直接届出を行っていただく必要があります。</p>	無
29	個人	<p>基本的には今回の案に賛成である</p> <p>同時に、最近のデジタルモードの流行りを考慮してして、下記型式を追加されるよう希望する</p> <p>・ FreeDV:G1E/G7W</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>いただきましたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本案は「3MA」及び「4MA」の一括記載コードに電</p>	無

		<p>(※併せて、これらは今回対象外ではあるが、3.5MHz 帯～24MHz 帯のアマチュアバンドに加えられる様要望する)</p> <p>また、現在のバンドプラン上、475kHz 帯は「占有周波数帯幅 200Hz 以下の物」とされてるが、例えば F3C(FAX モード)であれば 2.3kHz が占有周波数帯幅である為、運用不可となる。しかし、今回の改定案ではモードのみの改訂だけなされ、占有周波数帯幅に対する言及がされていない</p> <p>今回の改訂を行うのであれば、占有周波数帯幅に於ける見直しも同時に行うべきであり、再考をお願いしたい。</p>	<p>波の型式の追加を行うものでありますが、別に定める『無線局運用規則第 258 条の 2 の規定に基づく「アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件(平成 21 年総務省告示第 179 号)』において、475kHz 帯で使用できる電波の型式は「A1A、F1B、F1D、G1B、G1D」と定めており、運用可能な電波の型式は従前のおりです。</p>	
30	個人	<p>相互に利のある非常に合理的な判断だと思います。ぜひ推進して下さい。</p> <p>ただ以降の変更や再免許申請に伴って免許状が新しくなる場合、記載事項が 3MA から 3HA に変更されるのが妥当と思われ、申請時の書類記入事項がどうなるか気になります。ぜひ「電波利用のホームページ」で具体例を示して下さい。</p> <p>因みに 1.9MHz 帯だけで免許を受けている事例は極めて少ないと思いますので、1.9MHz 帯で 3MA が許可されている送信機で、他の周波数帯で 3HA が許可されている場合、「同じ記載事項で許可されているとみなす」と考えれば無理が無いと思います。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>いただきましたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
31	個人	<p>改正案の内容について賛成します。追加で、以下の点について要望いたします。</p> <p>1. SSB 送信機に附属装置を接続して送信する場合の電波の型式を、例えば F1B、F1D、G1B、G1D 等のように、審査基準(注 1)に照らした「見なしの型式」ではなく、電波法施行規則どおり主搬送波の変調の型式である "J" とし、J2B、J2D などのようにすること。2. 上記 1 で主搬送波の変調の型式 "J" とした電波の型式について、3MA および 4MA も含め他の一括記載コードの内容にも含めること。</p> <p>例:J2B、J2D、J2E、J3C、J7D、J7W3. みなしの型式を前提に策定されている無線設備規則、告示、審査基準などについて、上記 1 を前提とした内容に見直すこと。</p> <p>近年、附属装置で生成するデジタルモードの信号が、多重化されたものなど複雑なものも一般的に広まってきています。このため、審査基準に照らした見なしの型式に当てはめることができないと考えられるものも出現しており、申請する者、</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>いただきましたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無

		<p>審査する者、それぞれで見解の相違が発生している事例が多々見受けられます。これは、申請側、審査側、双方の更なる申請および審査手続の負荷増大に繋がっていると思われます。この見解の相違を無くすことと、複雑な信号の型式を含めて広く一括記載コードの内容に盛り込むことが、手続における負荷の軽減に対し必要と考えます。また工事設計書の内容との整合性も考えて、上記1、2および3を要望いたします。なお、混乱をさけるため、見なしの型式も併用する一定の猶予期間は必要であると考えます。注1:電波法関係審査基準[別表1]の[2]の項 [別表]地域周波数利用計画策定一覧表 第15号 アマチュア局 備考1</p>		
32	個人	<p>1. 今回の改正案について速やかな改正に賛成する。</p> <p>2. 今回の改正に伴う要望</p> <p>(1) 現在1.9MHz帯で「3MA」または「4MA」の指定を受けている局について、改造なしに改正後の「3MA」、「4MA」の範囲の電波型式(J3E等)を送信可能な場合は、免許手続き(申請・届出)なしに、それらの電波型式を使用可能にしてほしい。</p> <p>(2) 1.9MHz帯における技術基準適合証明の電波型式が「A1A」のみの送信装置であっても改造なしに改正後の「3MA」、「4MA」の範囲の電波型式(「J3E」等)を送信可能な場合は、保証認定等の手続きをすることなく、直接、総合通信局へ免許手続き(新規、増設、取替)ができるようにしてほしい。</p> <p>(3) 1.9MHz帯の電波型式が個別指定「A1A」の免許についても、「3MA」に読み替えるようにしてほしい。</p> <p>(4) 1.9MHz帯で電波型式が個別指定(A2A等)できるよう、免許状申請書様式および電子申請システムを早急に変更願いたい。</p> <p>3. 確認事項</p> <p>(1) 今回は「無線局免許手続規則第十条の二十項の規定に基づくアマチュア局において使用する電波の型式を表示する記号」の一部改正案である次の事を確認したい。</p> <p>1) 今回、「無線設備規則別表第二号第54の規定に基づくアマチュア局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値」および、「無線局運用規則第二百五十八条の二の規</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>2.について</p> <p>本案改正後、現に「3MA」、「4MA」の一括記載コードで指定された免許(予備免許を含む)を受けているアマチュア局が、新たに1.9MHz帯において、例えば「J3E」による音声通信を行うとき、無線設備が同帯域で「J3E」の技術基準適合証明等を受けている場合、手続きは不要です。</p> <p>他方、無線設備が同帯域で「J3E」の技術基準適合証明等を受けていない場合、現に免許(予備免許を含む)を受けている無線局において、送信機の外部入力端子に附属装置を接続したときに、同帯域において工事設計書にない電波の型式(J3E等)が発射されることとなっても、免許状の指定事項に変更がなければ(一括記載コードにその電波の型式が含まれている)、工事設計書の変更申請や送信機系統図(附属装置の諸元を含む)の提出は不要となります。</p> <p>なお、この場合は、変更申請等は不要ですが、無線局事項書及び工事設計書15備考欄に「1.9MHz帯での音声通信」の旨を記載して直接届出を行っていただく必要があります。</p>	有

	<p>定に基づくアマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別」の改正案が出されていない。このことから、475kHz 帯で使用可能な電波型式は、これまでと同じく、A1A、F1B、F1D、G1B、G1D というだけでよいか。</p> <p>4. 今後の要望</p> <p>(1) 一括記載コードの指定について</p> <p>送信装置の送信可能な電波型式をもとに一括記載コードを指定するのではなく、保有資格をもとに一括指定コードを指定するようお願いしたい。</p> <p>(2) 免許状の指定事項のさらなる簡素化について</p> <p>免許状の指定事項は、無線局事項書に記載の送信装置をもとに指定するのではなく、無線従事者の資格をもとに指定するよう検討をお願いしたい。(以下①～④)</p> <p>① 周波数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有資格で運用可能な全周波数帯を指定することを要望する。 <p>② 電波型式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一括指定のみとし、電波型式の個別指定(例えば、24MHz 帯以下の A2A 等の指定)をなくしてほしい。 <p>例えば、「無線局免許手続規則第十条の第二十項の規定に基づくアマチュア局において使用する電波の型式を表示する記号」に含まれる電波型式を保有資格で運用可能な全電波型式とする。</p> <p>③ 空中線電力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有資格で運用可能な最高空中線電力を指定することを要望する。 ・移動局の最高空中線電力は 50W 以下という制限の廃止を要望する。 <p>④ 移動範囲の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動しない局の指定を廃止し、すべて移動する局として指定するよう要望する。 ・もし、今後も移動局の空中線電力制限を継続するならば、備考欄に、「常置場所以外で使用する場合の空中線電力は、〇〇W 以下に限る。」とすることで対応可能ではないか。(現在も「1280MHz 帯を常置場所以外で使用する場合の空中線電力は、1W 以下に限る。」と記載があるため) 	<p>また、ご意見を踏まえ、現に 1.9MHz 帯において「A1A」の電波の型式が指定された免許又は予備免許を受けているアマチュア局が音声通信等を行う場合、「3 MA」の一括記載コードによる指定を受けているアマチュア局と同様に免許手続の簡素化がされるよう本告示案を修正します。</p> <p>その他いただきましたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>3.について</p> <p>475kHz 帯で使用可能な電波の型式については、貴見のとおりです。</p> <p>4.について</p> <p>いただきましたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	
--	---	---	--

		<p>(3) 無線局電子申請の完全電子化</p> <p>免許状の交付について紙を郵送等で送付するのではなく総合通信局のサイトからダウンロードしたものを免許状とするよう要望する。これにより電子申請が完全電子化となる。</p>		
33	個人	<p>今回の改正案に賛成です。そこで、2点確認があります。</p> <p>一点目が記号として「4MA」「3MA」が指定されているが、これは「4HA」「3HA」と同じ形式になっていると思います。これを「4HA」「3HA」に統合しておいたほうが後々の改正を考えた場合良いように感じます。</p> <p>二点目に、市販の無線機で1.9MHz帯の技術基準適合証明は、「A1A」のみであるが、今回の改正で「J3E」等を送信してよいのでしょうか？</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>いただきましたご意見の一点目については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>二点目について、本案改正後、現に「3MA」「4MA」の一括記載コードで指定された免許（予備免許を含む）を受けているアマチュア局が、新たに1.9MHz帯において、例えば「J3E」による音声通信を行うとき、無線設備が同帯域で「J3E」の技術基準適合証明等を受けている場合、手続きは不要です。</p> <p>他方、無線設備が同帯域で「J3E」の技術基準適合証明等を受けていない場合、現に免許（予備免許を含む）を受けている無線局において、送信機の外部入力端子に附属装置を接続したときに、同帯域において工事設計書にない電波の型式（J3E等）が発射されることとなっても、免許状の指定事項に変更がなければ（一括記載コードにその電波の型式が含まれている）、工事設計書の変更申請や送信機系統図（附属装置の諸元を含む）の提出は不要となります。</p> <p>なお、この場合は、変更申請等は不要ですが、無線局事項書及び工事設計書15備考欄に「1.9MHz帯での音声通信」の旨を記載して直接届出を行っていただく必要があります。</p>	無
34	個人	<p>今回の一括記載コード3MA、4MAに音声系の電波型式を追加する改正案に賛成です。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>いただきましたご意見については、今後の施策の検討に当</p>	無

		<p>現在、私は別途 1.9MHz 帯 J3E の型式追加届を出しています。同じように提出している方が多く、各地の総合通信局はアマチュア無線家からの届け出処理負担が大きいと聞いています。今回の改正で届け出を出す側、受理する側の負担軽減効果は大きいと思います。</p> <p>以下、今後の希望</p> <p>現在、アマチュア無線機で技術基準適合証明（技適証明）を受けた無線機は電波発射に問題ないと思います。また、付加装置（パソコン）をつなぎ各種電波型式に容易に対応可能です。</p> <p>今後は免許状に一括記載コードで免許されている場合、技適証明機種では一括コード内の電波型式は届け出せずとも運用できるよう改正を希望します。</p> <p>インターネットやパソコンの技術の進歩は早いです。それらを使ったアマチュア無線運用での届け出手続きが煩雑だと技術の進歩に遅れがちとなります。</p> <p>アマチュア無線は、様々な技術実験の要素があります。電波型式に関する手続きを簡素化していただくと実験がやりやすくなります。アマチュア無線の実験を通じて理系人材育成につながると考えます。また手続きのさらなる簡素化は総合通信局での負担軽減になると考えます。今後にご検討いただきたく思います。</p>	<p>たつての参考とさせていただきます。</p>	
35	個人	<p>1.9MHz 帯において新たに音声通信等を行う際の免許手続の簡素化を目的とした改正案に賛成します。</p> <p>なお、今般 1.8MHz 帯の拡張を行った結果、1.9MHz 帯より 1.8MHz 帯の方がはるかに広い主要周波数帯となり、国際的な呼称である 1.8MHz 帯と合致することになったことから、日本でも呼称を 1.8MHz 帯と改めることを希望します。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>なお、ご意見の呼称については、特に法令で定めるものではありません。</p>	無
36	個人	<p>今回の 1.9MHz 帯において新たに音声通信等を行う際の免許手続の簡素化に対して大変役立ち、とても良いことだと思います。</p> <p>今後も更なる簡素化に向けて進化することを期待します。</p> <p>特に 24GHz 以上のバンドでの一括記号化にも期待します。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>いただきましたご意見については、今後の施策の検討に当たつての参考とさせていただきます。</p>	無
37	個人	<p>電波の型式に、A1B の追加をお願いいたします。</p> <p>この型式は、FeldHell の狭帯域データ通信モードであり、今回の案では記載がな</p>	<p>いただきましたご意見については、今後の施策の検討に当たつての参考とさせていただきます。</p>	無

		<p>いため 500HA1B として別個に電波型式の申請が必要です。</p> <p>この際、この型式も追加していただき、1.8MHz 帯全電波型式において手続きなしで運用できるよう、お願いいたします。</p> <p>また、他の一括記載コードにも展開をお願いいたします。</p>		
38	個人	<p>改正の趣旨には賛同しますが、諸外国の法規との整合を取っていただきたく、次のとおり意見を述べます。</p> <p>1 アマチュア局において使用する電波の型式のうち、SSB送信機で副搬送波を変調した時に得られる電波の型式については、電波法施行規則の定義どおり、すなわち「振幅変調の抑圧搬送波による単側波帯」として表記していただきたい。</p> <p>2 1.9MHz帯(1.8MHz帯)においてはA3E電波を認めず、許容占有周波数帯幅を3kHz以下としていただきたい。</p> <p>また、一点確認ですが、この度の改正案どおりに一括記載コードにJ3Eが含まれたとしても、現在許可されている無線設備を使用して1.9MHz帯でJ3E電波を発射する場合は、電波法施行規則別表第一号の三の第2の表2の項の規定による許可を要しない工事設計の軽微な事項に該当するため、無線設備の変更届出が必要であるという理解でよいでしょうか</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>いただきましたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>本案改正後、現に「3MA」、「4MA」の一括記載コードで指定された免許（予備免許を含む）を受けているアマチュア局が、新たに 1.9MHz 帯において、例えば「J3E」による音声通信を行うとき、無線設備が同帯域で「J3E」の技術基準適合証明等を受けている場合、手続きは不要です。</p> <p>他方、無線設備が同帯域で「J3E」の技術基準適合証明等を受けていない場合、現に免許（予備免許を含む）を受けている無線局において、送信機の外部入力端子に附属装置を接続したときに、同帯域において工事設計書にない電波の型式（J3E 等）が発射されることとなっても、免許状の指定事項に変更がなければ（一括記載コードにその電波の型式が含まれている）、工事設計書の変更申請や送信機系統図（附属装置の諸元を含む）の提出は不要となります。</p> <p>なお、この場合は、変更申請等は不要ですが、無線局事項書及び工事設計書 15 備考欄に「1.9MHz 帯での音声通信」の旨を記載して直接届出を行っていただく必要があります。</p>	無
39	個人	<p>基本的に賛成です。</p> <p>これらの周波数は、バンド帯域が狭いこと、各種業務や AM ラジオ放送と周波数が近いことが挙げられます。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>なお、本案は「3MA」及び「4MA」の一括記載コードに電波の型式の追加を行うものです。</p>	無

		<p>特に 475kHz 帯は 2 次業務であり、重要な通信帯域と近い周波数にあることから、条件付きでの免許がなされていると思います。</p> <p>音声での通信を許可することにより、さらに免許が下りづらい環境になることを危惧します。</p> <p>この点についてのご見解があれば幸いです。</p>	<p>他方、『無線局運用規則第 258 条の 2 の規定に基づく「アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件（平成 21 年総務省告示第 179 号）」において、475kHz 帯で使用できる電波の型式は「A1A、F1B、F1D、G1B、G1D」と定めており、運用可能な電波の型式は従前のとおりとなります。</p>	
40	個人	<p>個人としての意見です。</p> <p>改正後の新しい電波形式を 3MA に含むと免許の簡素化ができてよいと思います。</p> <p>今後の技適の無線機は、1.9Mhz に J3E などの新しい電波形式が発射できるようになると思います。</p> <p>しかし、これまでの無線機は 1.9Mhz は、A1A しか許可されていません。</p> <p>法律が変わっても、ハード自体が対応してないことになります。</p> <p>方法としては、保証認定していただき、変更申請の流れになります。</p> <p>3MA になったからと言って、現行の無線機で電波を発射することは無理があると思います。</p> <p>保証認定がそのためにあるので、手続きをしてから許可されるのが良いと思います。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>本案改正後、現に「3MA」、「4MA」の一括記載コードで指定された免許（予備免許を含む）を受けているアマチュア局が、新たに 1.9MHz 帯において、例えば「J3E」による音声通信を行うとき、無線設備が同帯域で「J3E」の技術基準適合証明等を受けている場合、手続きは不要です。</p> <p>他方、無線設備が同帯域で「J3E」の技術基準適合証明等を受けていない場合、現に免許（予備免許を含む）を受けている無線局において、送信機の外部入力端子に附属装置を接続したときに、同帯域において工事設計書にない電波の型式（J3E 等）が発射されることとなっても、免許状の指定事項に変更がなければ（一括記載コードにその電波の型式が含まれている）、工事設計書の変更申請や送信機系統図（附属装置の諸元を含む）の提出は不要となります。</p> <p>なお、この場合は、変更申請等は不要ですが、無線局事項書及び工事設計書 15 備考欄に「1.9MHz 帯での音声通信」の旨を記載して直接届出を行っていただく必要があります。</p>	無

		<p>上記、一連の手続となるようですが、2 から 3 への変更届など私の意見としては不要な手続きで、次回の変更手続き時に修正して提出や再免許の時に総合通信局側で不要として消去していただければよい問題と思われま。</p> <p>総合通信局の係官の方は法律を順守した指導をいただいたこと認識はしておりますが、こういう目に見えにくい無駄があちこちにあるように思います。</p>		
42	個人	<p>改正に賛成です。</p> <p>他の周波数と同様の電波形式を運用するのに、今回の周波数だけは特別な申請手続きが必要だということ自体がナンセンスです。現在免許状に 3MA や 4MA の記載がある場合、そのまま改正後の電波形式で運用可として下さい。</p> <p>併せて、電氣的（回路的、設計的）にこれらの周波数と電波形式が送信できる能力を有している技術基準適合証明等を取得した無線機に関しては、JARD などの機関による追加の保証認定手続きなしで改正後の電波形式を運用できるようにしていただきたい。例えば、3.5 から 28MHz 帯で J3E が送信できる送信機が免許されており、この送信機が 1.9MHz 帯も備えているならば、1.9MHz でも特別な手続きなしで J3E も運用してよいものとする、ということです。百歩譲って、どうしても性能を確認する必要があるというのであれば、技術基準適合証明等を取得した者が追加データを提出することで可として頂きたい。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>本案改正後、現に「3 MA」、「4 MA」の一括記載コードで指定された免許（予備免許を含む）を受けているアマチュア局が、新たに 1.9MHz 帯において、例えば「J3E」による音声通信を行うとき、無線設備が同帯域で「J3E」の技術基準適合証明等を受けている場合、手続きは不要です。</p> <p>他方、無線設備が同帯域で「J3E」の技術基準適合証明等を受けていない場合、現に免許（予備免許を含む）を受けている無線局において、送信機の外部入力端子に附属装置を接続したときに、同帯域において工事設計書にない電波の型式（J3E 等）が発射されることとなっても、免許状の指定事項に変更がなければ（一括記載コードにその電波の型式が含まれている）、工事設計書の変更申請や送信機系統図（附属装置の諸元を含む）の提出は不要となります。</p> <p>なお、この場合は、変更申請等は不要ですが、無線局事項書及び工事設計書 15 備考欄に「1.9MHz 帯での音声通信」の旨を記載して直接届出を行っていただく必要があります。</p>	無

43	個人	<p>【意見】 本告示案は、誠に時宜を得た改正であり、次の2視点から賛意を表します。</p> <p>視点1:本案は、「電波の形式」の指定変更に伴う都度変更届や認可・申請等の事務処理が、日進月歩するデジタル技術の新技術開発やまたその利活用面から必然的に遅効性が発生するものでした。これは申請者自身も許可判断する当局も双方共に世界的な先端技術の取り組みへの多大な事務負担となっていたものです※1。</p> <p>改正後の「記号（一括記載コード）」は「各種電波形式」を包括しており、アマチュア無線界領域からも事務合理化のみならずデジタル技術の産業界すそ野を広げ、本邦で進展する移動体通信技術開発に対するソフトウェア技術開発（SDR ソフトウェア無線機の AWGN チャネル、HF 電離層チャネル:ITU-R F,1487 モデルの民生品化等）に使役し、その促進機会を与えることにもつながり、デジタル化態勢への世界の潮流に伍して行ける道筋となり得ます。</p> <p>視点2:一方、本告示「記号」改正案は、アマチュア無線利用者にとり新進気鋭な新しいデジタル技術の先取り（電波形式 F1D における LDRC 方式や HASH の実用化への実証が示された）が容易になる反面、運用にあたって一定の規範（自主的なルール作りや高度な道徳的運用姿勢）が求められるものです。バンド内の事は、その責を知る者が知恵をだす仕組み作りやデジタル時代の制度作りに支援する責務も出てきましょう。特に HF 短波帯通信はその運用実務につき、近隣諸海外局との整合性ひいては ITU/RR との国際規範も制度的対応すれば、海外局からの響きを受けることなく運用面での摩擦も避けられます。この意味からも IARU 下の Region III 地域のリード役を果たさねばならない。今般のバンド拡張に伴う「全電波形式」指定は、利用者側による規範作りへの試金石として試され、パイオニア精神発揮の場としても誠によき機会となります。</p> <p>【要望】 ※1 また、今回の事務混乱を与えた要因に「外国製無線機用ソフト:WSJT JTDX 等」を導入しようとした際、その諸元仕様を開発売にも確認せず「諸元の書き方」と称する情報を電波適正利用推進委員の名のもとに流布し、その情報を転写（いわゆるコピペさせて）で各総通に書類提出が殺到したところに</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>いただきましたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
----	----	--	--	----------

		ある。これは現制度の『適合証明や保証認定』がハードウェア指向への偏りがみられ、その「穴」を突いた事象でもある。今様普及が見込まれるソフトウェア機による海外製ソフトウェア利用に対する HF 帯短波通信での「基準認証制度」の在り方も鋭意ご検討を促進いただきたい。		
44	個人	基本的に賛同いたします。 しかしながら、1900kHz の領域はアンテナの長さの問題もあり、利用しにくいエリアになります。 できれば、より高いエリアでの利用範囲の拡張をお願いしたいと思います。 また、インバータ機器の一般家庭での利用が広まっているために、ノイズが広範囲で発生しており利用がしにくい状況にありますので、それを避ける手立てを講じたうえで、バンドの拡張をお願いしたいと思います。	本案に対するご賛同の意見として承ります。 いただきましたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。	無
45	個人	本案について、手続きの簡素化が図れるので賛成致します。 但し、1910kHz については伝搬の特性上、本改正により指定周波数帯内で違った電波型式や使用用途の違いによる混信が考えられます。 混信がなるべく発生しないよう、日本アマチュア無線連盟に対し、アマチュア無線局の意見を聞き混信が発生しないよう各電波型式の使用推奨プランを作るなどの要請をお願いしたいと思います。	本案に対するご賛同の意見として承ります。 いただきましたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。	無
46	個人	改正案については賛成です。 【要望】アマチュア無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力の公開について 最近、心無い者が電波利用ホームページの無線局免許状等情報の閲覧して「あの局は HF の指定が無いのに HF に QRV している」 「145MHz 帯の空中線電力が 10W なのに最新のリグ (20W) を使っている」と、「自粛警察」よろしく、電波法 80 条報告に止まらず、職権のある職員に成り代わって、注意や恫喝そして誹謗中傷する行為が多発していると聞いています。 順法は日本国民として無線設備等に変更があった場合、法に基づき速やかに手続きするのが当たり前ですが、このことをやり玉にあげ、無用なトラブルや青少年少女の心を傷付けているとしか思えません。	本案に対するご賛同の意見として承ります。 いただきましたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。	無

		<p>アメリカでは ULS (Universal Licensing System) が公開されており、オペレータの氏名、住所そしてライセンスの種類が公開されています。</p> <p>我が国の個人情報保護法に配慮し、現状の公開項目においてアマチュア局については、電波の型式、周波数及び空中線電力に変わり、免許人の無線従事者資格を記載することを要望します。</p> <p>アメリカと同じ制度であれば、無線従事者=無線局となりますが、我が国の現行法にある無線局の定義では不可能ですが、将来アマチュア局のみ、無線従事者=無線局となれば良いですね。</p>		
47	個人	<p>原案に賛成する立場で下記の通り要望をのべる。</p> <p><要望></p> <p>(1) A3C, A3E, D3C, F3C, F3F, H3E, J3E, J3F, R3E の電波の型式の一括表示記号と併せ、1.9MHz 帯域の電波の発射可能の既設送信機(新スプリアス対象機及び TSS 等で認定済機種)の技術基準適合機種等については、無線局事項書及び工事設計書の変更申請を新たに TSS, JARD 等への認定証明手続き等をする事なく、無線設備についても「見なし扱い」としてそのまま運用可能としていただきたいと考えます。</p> <p>(2) 本件審査後、すみやかに施行実施されるよう対応していただきと考えます。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>本案改正後、現に「3 MA」、「4 MA」の一括記載コードで指定された免許(予備免許を含む)を受けているアマチュア局が、新たに 1.9MHz 帯において、例えば「J3E」による音声通信を行うとき、無線設備が同帯域で「J3E」の技術基準適合証明等を受けている場合、手続きは不要です。</p> <p>他方、無線設備が同帯域で「J3E」の技術基準適合証明等を受けていない場合、現に免許(予備免許を含む)を受けている無線局において、送信機の外部入力端子に附属装置を接続したときに、同帯域において工事設計書にない電波の型式(J3E 等)が発射されることとなっても、免許状の指定事項に変更がなければ(一括記載コードにその電波の型式が含まれている)、工事設計書の変更申請や送信機系統図(附属装置の諸元を含む)の提出は不要となります。</p> <p>なお、この場合は、変更申請等は不要ですが、無線局事項書及び工事設計書 15 備考欄に「1.9MHz 帯での音声通信」の旨を記載して直接届出を行っていただく必要があります。</p>	無
48	個人	意見	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p>	有

		<p>1.9MHz 帯に追加割当された周波数帯においては音声系の運用が可能となりアマチュア無線活動の裾野が広がると期待されます。音声系の免許取得において手続の簡素化が図られることは時宜を得た改正であり感謝いたします。</p> <p>しかしながら付則で現在の 3MA、4MA の局には無条件で音声系の免許を与え、他方 A1A の局には変更申請を求めているのは公平性に欠けると考えます。電波防護基準の平均電力率において A1A は 0.5、音声系 (J3E) は 0.16 であり電波防護上の弊害は生じません。A1A の局にも 3MA、4MA の局同様に簡素化の恩恵が及ぶようご配慮をお願いいたします。</p> <p>要望</p> <p>今般の周波数割当計画の改正によって我が国の 1.9MHz 帯は欧米各国並に拡大され、また新たな周波数帯では音声系の運用が許可されました。3.5MHz 帯でも周波数の追加割当がありデジタルモードでの運用が容易になり、一部の周波数は連続化されました。いずれも画期的な改正でありご尽力に感謝いたします。しかしながら 3.5MHz 帯、3.8MHz 帯では依然として割当周波数が分散しており世界の状況と乖離しています。分散している周波数帯の拡大・連続化につき引き続きご尽力を要望いたします。技術基準適合無線機 (以下技適機) に電力増幅器を接続すると技適機としての免許上の特典を失う不都合が生じます。我が国の技適機は世界最高水準の性能とスプリアス特性を有しており、事実落成検査においても特に問題は生じておりません。技適機による 200W 超の免許手続の簡素化を検討して頂くよう要望いたします。</p>	<p>ご意見を踏まえ、現に 1.9MHz 帯において「A1A」の電波の型式が指定された免許又は予備免許を受けているアマチュア局が音声通信等を行う場合、3MA の一括記載コードによる指定を受けているアマチュア局と同様に免許手続の簡素化がされるよう本告示案を修正します。</p> <p>また、その他いただきましたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	
49	個人	<p>賛成します。</p> <p>ただし、一括記載コードに新たに含まれる電波型式を用いようとする際の、実務上の手続きについて明確にしていきたい。いま具体的に 1.9MHz 帯の例を考える。「A1A 以外」は、令和元年度以前に発売された市販のトランシーバーが受けている、技術基準適合証明または工事設計認証 (以下、あわせて「技適」と略す) の範囲を超えている。この場合における、以下の(1)~(3)の 3 形態と想定される手続きの可否およびその内容である。なお、すでに 3MA または 4MA が指定されて</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>本案改正後は、現に免許 (予備免許を含む) を受けている無線局において、送信機の外部入力端子に附属装置を接続した場合に、1.9MHz 帯において工事設計書にない電波の型式が発射されることとなっても、免許状の指定事項に変更がない場合 (その電波の型式が一括記載コードに含まれている場合) は、工事設計書の変更や送信機系統図 (附属装</p>	無

		<p>いるものとする。</p> <p>(1) なにもいらぬ</p> <p>(2) 直接、総合通信局に届け出（例:「備考」欄に「第○送信機で A3E J3E を今後使用する」と記入）</p> <p>(3) 「保証認定」が必要</p> <p>さらに、仮に(1)または(2)であって、「1.9MHz 帯ですでに 3MA または 4MA が免許されているアマチュア局においては、『保証認定なし』で、J3E など送信可である」ということであれば、それは「技適の範囲を超えて使用しても、当該トランシーバの実力からして、問題がないから」と、認めることに相当する。</p> <p>もし今回この論理が成り立つのであれば、「スプリアス確認保証」も、一部のトランシーバーについては不要にできるのではないかとすなわちいま、「測定によって新スプリアス規格にも適合」と、一般財団法人日本アマチュア無線振興協会または各メーカーが掲示している、旧スプリアス規格下で技適を得たトランシーバーを考える。するとその場合においても同様な、「技適を受けた範囲を超えて使用しても、そのトランシーバーの実力としては、問題がない」状態と言える。したがって、それらトランシーバーの令和 4 年 12 月以降の使用について、「スプリアス確認保証」という手続きをなんら不要にできるのではないかと</p>	<p>置の諸元を含む) の提出は不要となります。</p> <p>なお、この場合は、変更申請等は不要ですが、無線局事項書及び工事設計書 15 備考欄に「1.9MHz 帯での音声通信」の旨を記載して直接届出を行っていただく必要があります。</p>	
50	個人（意見3件）	<p>音声系の免許取得の簡素化に賛成します。</p> <p>【要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3.5MHz 帯は拡大されましたが、依然として 3.8MHz 帯との間の割り当て周波数は分散され世界の状況から乖離しておりますので、引き続き分散している周波数帯の拡大、連続化を要望致します。 ・今回の免許手続き簡素化を機に将来の包括免許制度への進展を望みます。 <p>特に若い世代の無線通信への積極的参加による人材育成とアマチュア無線機器産業の活性化の為、アマチュア業務が一般業務とは本質が 180 度異なることを考慮し、欧米諸国同様アマチュア無線の包括免許制度導入を図るべきと考えます。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>いただきましたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
51	個人	<p>1 今回の改正を心から歓迎いたします。特に、すでに「3MA」「4MA」の指定を</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p>	無

		<p>受けている既存のアマチュア局は、改正後の「3MA」「4MA」に含まれる電波型式が指定されたものとみなす附則の扱いは、総合通信局・アマチュア局の双方にとって、手続の負担を大幅に減らすものであり、今後の改正の先例としていただけるようお願い申し上げます。</p> <p>2 アマチュア界では、1.9MHz 帯で「J3E」の技術基準適合証明等を取得していない無線機の取り扱いについて疑問が上がっていますが、以下のように考えてよろしいでしょうか。(a) 無線機メーカーがいわゆる「同番認証」(https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban16_01000021.html)を取得すれば、何ら問題は生じない。(b) 全てのアマチュア局の工事設計書には、全ての送信機につき、「電波法第3章に規定する条件に合致する」との文言が入っているはずである。そこで、アマチュア局の免許人が、当該無線機が発射する1.9MHz 帯「J3E」の電波は、仮に技術基準適合証明等未取得であっても、「電波法第3章に規定する条件に合致する」と自己の責任で判断できる場合は、工事設計書を変更する必要は何ら生じないので、電波法17条1項が準用する同法9条1項本文の「総務大臣の許可」が不要なことはもちろん、同条項但し書き、同条2項の「遅滞なき届出」すら不要である。(c) アマチュア局の免許人が、当該無線機が発射する1.9MHz 帯「J3E」の電波は「電波法第3章に規定する条件に合致する」と判断する自信がないときは、工事設計書の変更として、JARDまたはTSSの保証を取得した上で、電波法17条1項が準用する同法9条1項但し書き、同条2項の「遅滞なき届出」を行えばよい。</p>	<p>2.について</p> <p>本案改正後、現に「3MA」、「4MA」の一括記載コードで指定された免許（予備免許を含む）を受けているアマチュア局が、新たに1.9MHz帯において、例えば「J3E」による音声通信を行うとき、無線設備が同帯域で「J3E」の技術基準適合証明等を受けている場合、手続きは不要です。</p> <p>他方、無線設備が同帯域で「J3E」の技術基準適合証明等を受けていない場合、現に免許（予備免許を含む）を受けている無線局において、送信機の外部入力端子に附属装置を接続したときに、同帯域において工事設計書にない電波の型式（J3E等）が発射されることとなっても、免許状の指定事項に変更がなければ（一括記載コードにその電波の型式が含まれている）、工事設計書の変更申請や送信機系統図（附属装置の諸元を含む）の提出は不要となります。</p> <p>なお、この場合は、変更申請等は不要ですが、無線局事項書及び工事設計書15備考欄に「1.9MHz帯での音声通信」の旨を記載して直接届出を行っていただく必要があります。</p>	
52	個人	<p>電波の型式への告示案についてはとても良い事だと思いますので賛成致します。</p> <p>今回の簡略化に置きましては全てのアマチュア局の願いである包括免許につながる事を希望致します。</p> <p>包括免許とは車の免許資格の様に免許資格の範囲内であれば全ての車に乗れる様にアマチュア無線に置きましても免許資格の範囲内であれば全ての無線機の操作が出来る様に成る事です。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>いただきましたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
53	個人	<p>改正案に反対します。</p>	<p>本案は「3MA」及び「4MA」の一括記載コードに電波の型</p>	無

	<p>改正案では、475.5kHz で A3E や J3E 等が含まれることとなり、他の告示（「無線局運用規則第二百五十八条の二の規定に基づくアマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別」, 「無線設備規則別表第二号第 54 の規定に基づくアマチュア局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値」）との齟齬（そご）が生じます。また、475.5kHz において A3E や J3E 等が許可されるとの誤解を招きます。実際、改正案を見て 475.5kHz において A3E や J3E 等が許可されるとの誤った認識が散見されています。</p> <p>他の告示等と齟齬が有っても問題が無いとの考えでしたら、電波の型式を表示する記号を定める意味がなくなってしまいます。また、10,125kHz の 2HC および 14,175kHz の 2HA は 3HA とすべきです。</p> <p>以下の 1 から 3 のいずれかに改正されることを進言いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1,910kHz は改正案のとおりとし、475.5kHz については 3MA を 3LA (A1A,F1B,F1D,G1B,G1D), 4MA を 4LA (F1B※,F1D,G1B※,G1D) と改正する。 2. 1,910kHz は 3MA を 3HA (A1A,A3C,A3E,D3C,F1B,F1D,F3C,F3F,G1B,G1D,H3E,J3E,J3F,R3E) に、4MA を 4HA (A3C,A3E,D3C,F1B※,F1D,F3C,F3F,G1B※,G1D,H3E,J3E,J3F,R3E) とし、475.5kHz については改正前のまま（改正しない）とする。 3. 変更案のとおり変更し、同時に「無線局運用規則第二百五十八条の二の規定に基づくアマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別」および「無線設備規則別表第二号第 54 の規定に基づくアマチュア局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値」を改正し、475.5kHz で A3C,A3E,D3C,F3C,F3F,H3E,J3E,J3F,R3E を使用できるようにする。 <p>475.5kHz は、帯域幅が狭いため A3E,J3E 等が許可されていないと理解していますが、運用局数が少なくまた通信できる範囲(距離)も比較的狭い(短い)ため A3E,J3E 等が許可されても混信等の問題は発生しないと考えられます。</p> <p>米国やオーストラリアでは A3E,J3E 等が許可されており、J3E の運用実績が有り問題は発生していません。</p>	<p>式の追加を行うものでありますが、別に定める『無線局運用規則第 258 条の 2 の規定に基づく「アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件（平成 21 年総務省告示第 179 号）」』において、475kHz 帯で使用できる電波の型式は「A1A、F1B、F1D、G1B、G1D」と定めており、運用可能な電波の型式は従前のおりとなります。</p> <p>また、いただきましたご意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきますとともに、ご指摘の『特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則別表第一号一（3）の規定に基づく「特性試験の試験方法を定める件（平成 16 年総務省告示第 88 号）」』については可能な限り速やかに改正します。</p>	
--	---	---	--

	<p>今回の意見募集の範囲外ですが、以下についても改正や周知をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「アマチュア局の無線設備の保証に関する要領」の改正 <p>https://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/material/ama/hosyo.pdf</p> <p>別表第1号1</p> <p>1.9MHz帯, 3.5MHz帯の周波数を, 先般改正された周波数に変更</p> <p>1.9MHz帯の電波の型式を「すべての電波の型式」に変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則別表第一号一(3)の規定に基づく特性試験の試験方法(平成16年01月26日総務省告示第88号)」の改正 <p>別表第三十五, 証明規則第2条第1項第12号に掲げる無線設備の試験方法</p> <p>一 一般事項</p> <p>6 その他</p> <p>(3) 本試験方法は以下の周波数、電波型式の無線設備に適用する。</p> <p>ア 周波数範囲 1,810kHz~2,450MHz</p> <p>上記「ア」の周波数範囲を1,800kHz~2,450MHzに変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地方総通のホームページ等を利用してJ3E,A3E等を運用するための変更申請(届)が必要な場合, 不要な場合の周知。 <p>以下の様に周知・徹底をお願いします。</p> <p><変更申請(届)が必要な場合></p> <p>1.9MHz帯においてJ3E,A3E等が含まれていない技適機種等で, 過去にPC等を付加してF1B,F1D等の追加申請(届)を行っていない場合</p> <p><変更申請(届)が不要な場合></p> <p>1.9MHz帯においてJ3E,A3E等が含まれている技適機種等を使用している場合</p> <p>1.9MHz帯においてJ3E,A3E等が含まれていない技適機種等で, 過去にPC等を付加してF1B,F1D等の追加申請(届)を行っている場合</p>	
--	--	--

この他、本告示案とは直接関係のないご意見がありました。(個人1件)